

4. 事業推進に向けた取り組み

(1) 各種関連計画との調整

「新金沢市総合交通計画」や「ノーマライゼーションプラン金沢」など県や市で策定した既存関連計画と調整し、事業を進めます。

(2) 関係機関との調整

公安委員会や公共交通事業者との協議・調整を行い事業を進めます。

また、「新金沢市総合交通計画実施推進協議会」等を活用し、計画の進行管理を行います。

(3) 利用者によるチェック機能の発揮

各事業者が行った取り組みに関し、毎年、基本構想の作成主体である金沢市に報告を行い、その情報をインターネット等を通じ利用者の方々に提供します。

(4) 市民への普及・啓発

毎年開催している、「高齢者等疑似体験会」等を今後も開催していきます。

また、「道路まつり」などイベント等を利用してバリアフリーに関する啓発活動を行います。

(5) その他

交通安全特定事業における取り組みとして以下の整備も合わせて行います。

交通安全特定事業における整備メニュー		
整備項目	改良の内容	図凡例
1. 信号機の改良	音響信号機の改良	信号機の改良
	ゆとり信号機の改良	
	その他	
2. 道路横断帯の設置・改良	エスコートゾーンの整備	エスコートゾーンの設置
	その他	

5. 道路特定事業計画策定における協議先

道路特定事業計画策定に際しての道路管理者、都道府県公安委員会、公共交通事業者など事業者との協議を行った。

道路管理者

国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 交通対策課
石川県 土木部 道路整備課
石川県 土木部 県央土木総合事務所 維持管理課
金沢市 土木部 生活道路整備課

都道府県公安委員会

石川県 公安委員会

公共交通事業者

西日本旅客鉄道 株式会社
西日本ジェイアールバス 株式会社
北陸鉄道 株式会社

バリアフリー基本構想策定者

金沢市 都市政策部 交通政策課

協議日時

- 第1回 平成15年10月14日 (道路管理者)
- 第2回 平成15年11月19日 (道路管理者)
- 第3回 平成15年12月18日 (道路管理者)
- 第4回 平成16年 2月 4日 (道路管理者)
- 第5回 平成16年 3月25日
調整会議 (公共交通事業者・公安委員会・道路管理者・関係市町村)

問合せ先

【金沢市交通バリアフリー基本構想】についての問い合わせは

金沢市 都市政策部 交通政策課

〒920-8577

金沢市広坂 1 - 1 - 1

076-220-2038

道路計画に関する問い合わせは

国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 交通対策課

〒920-8648

金沢市西念 4 丁目 2 3 番 5 号

076-264-8800(代)

石川県 土木部 道路整備課

〒920-8580

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

076-225-1726

石川県 土木部 県央土木総合事務所 維持管理課

〒921-8042

金沢市泉本町 6 丁目 3 4

076-241-8203

金沢市 土木部 生活道路整備課

〒920-8577

金沢市広坂 1 - 1 - 1

076-220-2321

上記については、以下のホームページで見ることができます。

金 沢 市

いいねっと 金沢

<http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/>

リンク集として以下のホームページでも見ることができます。

国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/>

石 川 県

<http://www.pref.ishikawa.jp/>